

下水道施設整備に係る負担金の請求権の放棄について

平成 29 年 11 月 27 日
上 下 水 道 局

1 概要

平成17年6月28日、盛岡市上厨川土地区画整理組合の設立が認可されました。事業実施に当たり、区画整理区域内と流域下水道幹線とを接続するための工事が必要となり、平成19年3月19日、組合との間で下水道施設の整備に関する協定を締結し、市が工事を実施するとともに、組合が工事負担金を支払うこととなりました。

工事負担金については、前払金24,400,000円は納付されましたが、区画整理事業が頓挫したため精算金20,176,000円が未納となりました。顧問弁護士と相談しながら、組合運営の方向性が不透明なこと、また、債権を回収できる可能性が低いことから訴訟手続を取らず、組合から債務の承認を得ながら請求権を保持してきました。

組合は、平成29年2月15日「組合設立の認可取消」を経て、現在清算手続き中です。平成29年3月27日、代表清算人から支払い能力が無いため債権を放棄してほしい旨の依頼を受け、現状についての情報収集を行うとともに、平成29年9月、清算人立会いのもと預金等の保有資産を確認いたしました。資産確認の結果、組合に支払能力がないと判断し、12月議会において債権放棄の手続きを行おうとするものです。

2 債権の名称 盛岡市上厨川地区土地区画整理事業に伴う下水道施設の整備に要する費用負担の精算金

3 債務者 盛岡市上厨川土地区画整理組合 代表清算人 高橋運吉

4 債権の区分 私法上の債権

5 債権額（精算金） 20,176,000 円

6 下水道整備に係る全体事業費及び工事概要

(1) 工事概要 区画整理区域内と流域下水道を結ぶ延長 203.13m、口径 300 mmの下水道
工事

- | | | |
|--------------|--------------|---------|
| (2) 確定工事費 | 89,153,605 円 | ① |
| (3) 組合負担額 | 44,576,000 円 | ②=①×1/2 |
| (4) 前払金(納付済) | 24,400,000 円 | ③ |
| (5) 精算金(未納) | 20,176,000 円 | ②-③ |

7 債権放棄

- (1) 平成 29 年 12 月議会において、上記負担金について議案提出。
(2) 私法上の債権を放棄する場合は、議会の議決が必要。(地方自治法第 96 条第 1 項第 10 号)